

報酬・賃金支払い事務要領

①	職員課 (任用時)	社会保険等加入手続き 社会保険料算定⇒担当課へ連絡
↓		
②	担当課 (毎月)	報酬・賃金の計算 ・ 報酬・賃金：勤務日数等により算出した金額 ・ 社会保険料：職員課の算定による金額 ・ 源泉徴収所得税額：国税庁の源泉徴収税額表により算定した金額
		↓
		報酬・賃金伝票，交通費伝票の起票 ・ 予算担当主任他，課内決裁による確認
↓		
③	会計課	審査 ⇒ 支払い

【月額報酬】

月額で定められている報酬はその月の末日までに支給する。

【日額報酬】

日額で定められている報酬はその都度支給または、月の初日からその月の末日までの勤務日数により計算した総額を翌月に支給する。